

さいたま市水道局業務委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する業務委託（ただし、建設工事に伴うものを除く。以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号）第24条第4項及び第5項（同規程第32条1項により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、さいたま市水道局契約審査委員会とは、さいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第24号）に基づき設置される契約審査委員会をいう。

(対象とする契約)

第3条 最低制限価格を設定する契約は、競争入札により締結する次に掲げる業務の請負契約のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認める契約とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける業務の契約は対象としない。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務（機械警備業務を除く。以下同じ。）
- (3) 清掃業務
- (4) 施設運転管理業務
- (5) 測量業務
- (6) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (7) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (8) 地質調査業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

(最低制限価格設定の手続)

第4条 最低制限価格を設定しようとする場合は、次の各号に掲げる区分により承認を得るものとする。

- (1) 500万円未満の業務 業務を所管する部長
- (2) 500万円以上の業務 さいたま市水道局契約審査委員会
(最低制限価格)

第5条 最低制限価格は、個々の業務内容を考慮し、次の各号に掲げる区分に応じ、業務を所管する部長が定める。

- (1) 建物管理等業務、警備業務、清掃業務及び施設運転管理業務
予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回らない額とする。
- (2) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務
さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱の規定を準用して算出した額とする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務
予定価格に10分の6を乗じて得た額を下回らない額とする。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格書に金額を記入するものとする。

(入札参加者への告知)

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設定した場合、管財課長は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

(落札者の決定)

第7条 第4条の規定により最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、平成26年2月20日以後に契約を締結し、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）が行われる委託業務の委託契約に係る競争入札の執行における最低制限価格の設定については、第4条第1号中「105分の100」とあるのは「108分の100」として、これらの規定を適用する。
- 3 平成26年2月20日以後に締結する委託業務の委託契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合で、当該契約に係る競争入札の執行において同日前に行われる課税資産の譲渡等に係る金額と、同日以後に行われる課税資産の譲渡等に係る金額の内訳を提出させる場合における当該契約に係る競争入札の執行における最低制限価格の設定については、第4条第1号中「人件費相当額×105/100」とあるのは、「人件費相当額のうち、平成26年4月1日前に行う課税資産の譲渡等に係るものとして積算した人件費相当額×105/100に、同日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして積算した人件費相当額×108/100を加算した額」として、これらの規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に2項を加える改正は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。